

補助金制度(がん検診)



がん検診の目的は、がんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減らすことです。

巡回健診には、がん検診がありません。そのため、**定期健康診断を巡回健診で受診された方は、補助金制度を利用して、がん検診をお受けいただけます。**

■補助金制度(がん検診)の対象となる方

定期健康診断で検査結果を受領している方

- 定期健康診断を提携医療機関で受診された方でも、当日やむを得ず、がん検診が受診できなかった場合は補助金制度を利用して、がん検診をお受けいただけます。
- 被扶養者(扶養されているご家族)については、**配偶者以外は40歳以上の方が対象**となります。

健診コース	対象者	
	40歳未満	40歳以上
被保険者(H1コース・H2コース・H3コース)	○	○
被扶養配偶者(F1コース・F2コース・F3コース)	○	○
被扶養家族(F1コース・F2コース・F3コース) ※配偶者以外	×	○

■補助金制度(がん検診)受診申込の流れ

	大腸	婦人科(乳房・子宮)
受診申込期間	2024年1月31日(水)まで	
受診期間	2024年2月29日(木)まで	
検査方法	便潜血反応2日法	乳房:マンモグラフィー(40歳以上) 乳腺エコー(40歳未満) 子宮:子宮細胞診
受診申込の流れ	①総医研ダスキン健診係へ連絡。 阪大微生物病研究会より大腸がん検診キットが届く。 ②ご本人より阪大微生物病研究会へ検体を郵送。 2024年2月29日(木)までに到着した分を受付 ※未提出の方は、キット代1,000円の自己負担がございます。	①総医研ダスキン健診係へ連絡。 補助金制度の資料一式到着後、ご自身で医療機関へ予約、受診。 ②料金は窓口にて立て替え。ご本人名義の領収書をもらう。 ③結果到着後、結果の全ページのコピーと口座振替依頼書、領収書原本を返信用封筒にて総医研ダスキン健診係まで送付。 2024年3月15日(金)必着 ④総医研ダスキン健診係より当健保補助額を振り込み。
健保補助金	全額(自己負担なし)	上限10,000円(消費税含む)

詳しくは当健保ホームページをご覧ください。

https://www.duskin-kenpo.or.jp/health_promotion/gynecology.html



■受診のお申し込みは総医研ダスキン健診係まで

受診申込期間 2024年1月31日(水)まで

受診期間 2024年2月29日(木)まで

受診申込窓口 総医研ダスキン健診係 TEL 0120-982-527

補助金制度(部位検診)



41歳以上で、人間ドック健診に該当しない年齢の方は補助金制度を利用して、部位検診を受けていただくことができます。
(定期健康診断の結果、再検査の対象や症状がある場合は「保険診療」のため、3割負担の健康保険が適用され、補助金制度の対象外となります)

■補助金制度(部位検診)の対象となる方

定期健康診断で検査結果を受領している方

- 定期健康診断 (H2コース) ・ファミリー健診 (F2コース) の提携医療機関受診時に部位検診 (補助金制度) の同時受診を希望する方 (一部提携医療機関のみ)
- 特に症状はないが、部位検診を希望する方

健診コース	対象者 (40歳以上)
被保険者 (H2コース)	○
被扶養配偶者 (F2コース)	○
被扶養家族 (F2コース) ※配偶者以外	○

40歳以上3歳ごと73歳までの方は、人間ドック健診 (H3コース・F3コース) にがん検診 (胸・胃・大腸・婦人科) 項目があるため、補助金制度 (部位検診) の対象外です。

	検査内容	検診内容および受診申込の流れ	健保補助金
部位検診	胃部内視鏡 大腸内視鏡 肺ヘリカルCT 脳MRI/MRA } いずれか 1つ	①総医研ダスキン健診係へ連絡。 資料一式到着後、ご自身で医療機関へ予約、受診。 ②料金は窓口にて立て替え (ご本人名義の領収書をもらう)。 ③結果到着後、結果の全ページのコピーと □座振替依頼書、領収書原本を、返信用封筒にて 総医研ダスキン健診係まで送付 2024年3月15日 (金) 必着 ↓ ④総医研ダスキン健診係より当健保補助額を振り込み。	上限 10,000円

詳しくは当健保ホームページをご覧ください。

URL https://www.duskin-kenpo.or.jp/health_promotion/human_dock.html



■受診のお申し込みは総医研ダスキン健診係まで

受診申込期間 2024年1月31日(水)まで

受診期間 2024年2月29日(木)まで

受診申込窓口 総医研ダスキン健診係 TEL 0120-982-527

ダスキン健康保険組合で受診できる補助金制度(がん検診・部位検診)のQ&A

Q1 自治体のがん検診 (大腸・婦人科) で受診したいが補助金制度を利用できますか。

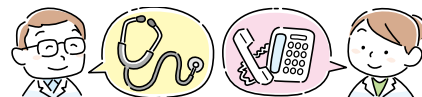
A1 定期健康診断でがん検診を受診できなかった場合、健診結果受領後、自治体でがん検診を受診した場合も「補助金制度」をご利用いただけます。「補助金制度」を利用するためには、総医研ダスキン健診係への手続きの上、受診後に定められた書面(検診結果のコピー、検査費用を自己負担した領収書など)を提出いただきます。

Q2 補助金制度を利用して、がん検診・部位検診を受診したいのですが、どの医療機関で受診できますか？

A2 医療機関の指定はございません。定期健康診断の健診結果受領後、総医研ダスキン健診係で手続きの上、ご自身で最寄りの医療機関へお申し込みください。
医療機関により受診できない検査もありますのでご確認の上、お申し込みください。

Q3 補助金制度を利用して、がん検診・部位検診を受診した場合の自己負担はいくらですか？

A3 当健保補助金の上限は1万円です。各検診費用は医療機関により異なりますので、予約された医療機関へお問い合わせください。
補助金制度を利用される場合は、必ず医療機関予約前にお申し込みください。受診後のお申し込みは受付いたしません(全額自己負担となります)。



がんになったとき、さまざまな困ったことをどこに相談すればいいのか、どんな制度があるのかを知っておくと安心です。

■病気療養と仕事の両立支援相談先

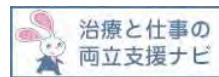
病気療養と仕事の両立支援については、**まずは事業所（勤め先）へご相談ください。**

厚生労働省のホームページでも、治療と仕事の両立についての取り組みを確認できます。

治療と仕事の両立支援ナビ

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」▶

URL <https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/guideline/>



■がんの情報／国立がん研究センター がん情報サービス

「がん情報サービス」は、国立がん研究センターが運営する公式サイトです。

がんについて「確かな」「わかりやすい」「役に立つ」さまざまな情報が掲載されており、どなたでもご覧いただけます。

主なテーマ

- 病気（がん）の基礎知識
- 世代別の情報
- 治療と生活
- 予防・検診 など

がん情報サービス▶

URL <https://ganjoho.jp/public/index.html>



■がん対策推進企業アクション

がん対策推進企業アクションでは、職域におけるがん検診受診率向上を企業連携で推進していくことで、がんと前向きに取り組む社会的気運を醸成します。

ダスキン健康保険組合も推進パートナー団体として登録済みです。

がん対策推進企業アクション▶

URL <https://www.gankenshin50.mhlw.go.jp>



「教えて中川先生！がんって何？がんになっても働けますか？」のコンテンツでは、毎月1回、がんに関する正しい知識と最新情報についてYouTubeで配信されています。

講座は1回3～4分程度と、隙間時間に見られる短編ですので、ぜひ、ご視聴ください。

教えて中川先生！がんって何？がんになっても働けますか？
（がん対策推進企業アクション）▶

URL <https://www.gankenshin50.mhlw.go.jp/movie/index.html>



他にも、厚生労働省が検診を勧める5つのがんについて記載されています。

厚労省が指針で検診を勧める5つのがん
（がん対策推進企業アクション）▶

URL <https://www.gankenshin50.mhlw.go.jp/cancer/index.html>



■がんになって困ったときの行政相談先

困ったこと	利用できる公的制度	相談先
医療費などを借りたい	生活福祉資金貸付制度	お住まいの都道府県・市区町村の社会福祉協議会
がん治療と両立できる仕事を探したい	就労支援	全国のハローワーク
がんで障害が残った	<国民年金>障害基礎年金	お住まいの市区町村の国民年金窓口
	<厚生年金>障害厚生年金	年金事務所、年金相談センター
	身体障害者手帳	お住まいの市区町村の障害福祉窓口
がんでうつなどの精神疾患になった	自立支援医療制度	お住まいの市区町村の障害福祉窓口
がんで介護が必要になった（※）	介護保険制度	お住まいの市町村などの窓口

（※）介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。がんは特定疾病に含まれますが、医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。